

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	草津市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mynumber/dokuziriyou_todokede.html

執行機関名 草津市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	草津市予防接種実施要綱(平成25年草津市告示第253号)による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第9の項 草津市予防接種実施要綱(平成25年草津市告示第253号)による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第1条	草津市予防接種実施要綱(平成25年草津市告示第253号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、 <u>国民の健康の保持</u> に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。	この要綱は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)および予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市予防接種実施要綱(平成25年草津市告示第253号)